

第五十四号議案

東京都安心こども基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都安心こども基金条例の一部を改正する条例

東京都安心こども基金条例（平成二十一年東京都条例第二号）の一部を次のように改正する。
附則第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子育て支援対策臨時特例交付金事業が令和二年度まで延長されることに伴い、東京都安心こども基金条例（平成二十一年東京都条例第二号）の対象事業に係る規定を改める必要がある。